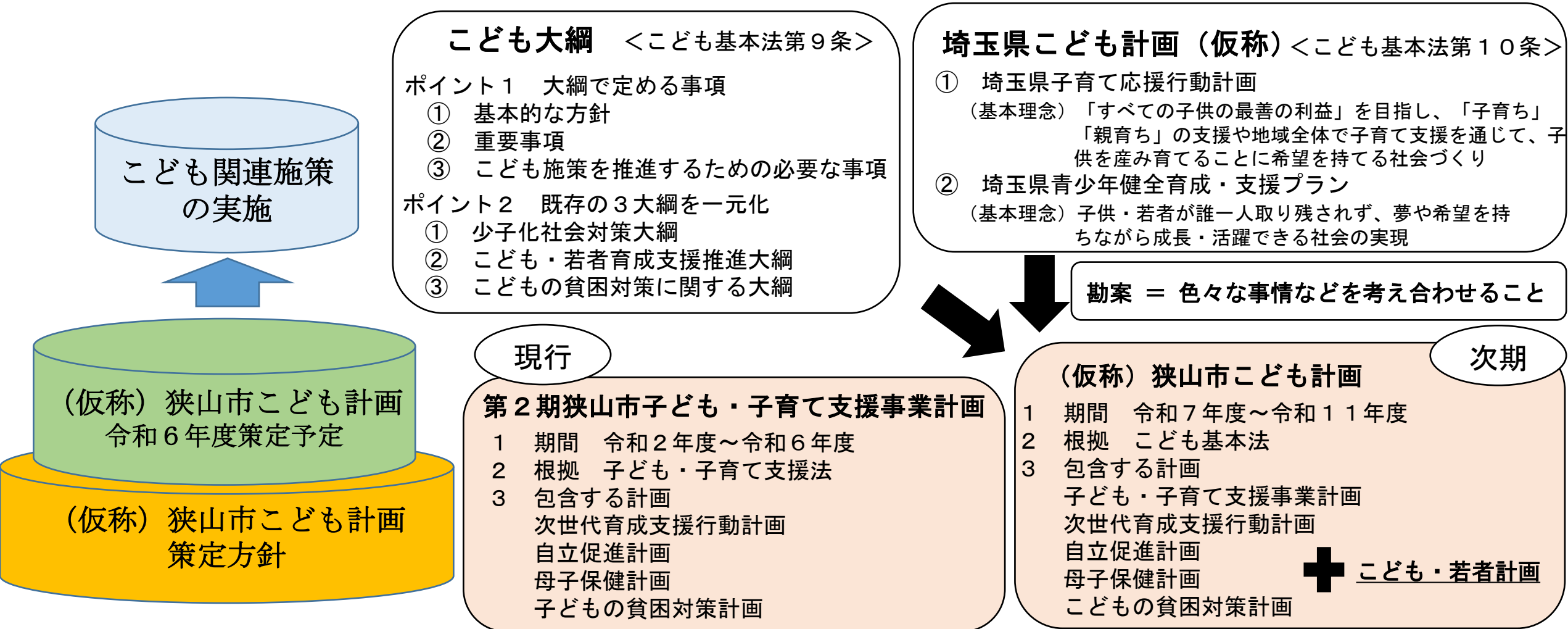


# (仮称) 狭山市こども計画策定方針

# (仮称) 狭山市こども計画策定方針

現行の「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和7年3月に満了すること。また、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、「市町村は、こども大綱を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されたことから、次期計画の策定の基本的な方向性を定めるもの。



# (仮称) 狭山市こども計画策定方針

## 1 計画策定の視点

### (1) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態（Well-being）で生活を送ることができる社会

### (2) 基本的な方針（大綱より抜粋・一部改変）

- ① こども・若者は、権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する。
- ⑥ 施策の整合性を確保し、民間団体等との連携を重視する。

### (3) 他の計画等との関係

本市の上位計画である「狭山市総合計画」、福祉分野の上位計画である「狭山市地域福祉計画」、その他福祉関連計画等との施策の整合性を図る。

#### ア 狭山市総合計画

##### 第4次狭山市総合計画後期基本計画

###### 重点テーマ1 若い世代を増やす

まちの活力の源は「人」です。若い世代のエネルギーが狭山市発展の原動力となるよう、少子高齢化と人口減少対策に取り組み、女性の力を活かし、人口減少を克服する持続可能なまちづくりを進めます。

##### 第5次狭山市総合計画策定方針

###### 2 計画策定の視点 (3) 重点的に取り組む施策の明確化

人口減少対策をはじめ、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロ（中略）持続可能なまちづくりの実現に向けて重点的・優先的に取り組むべき施策については、行財政資源の配分の重点化を図るとともに、取組内容を明確化する。

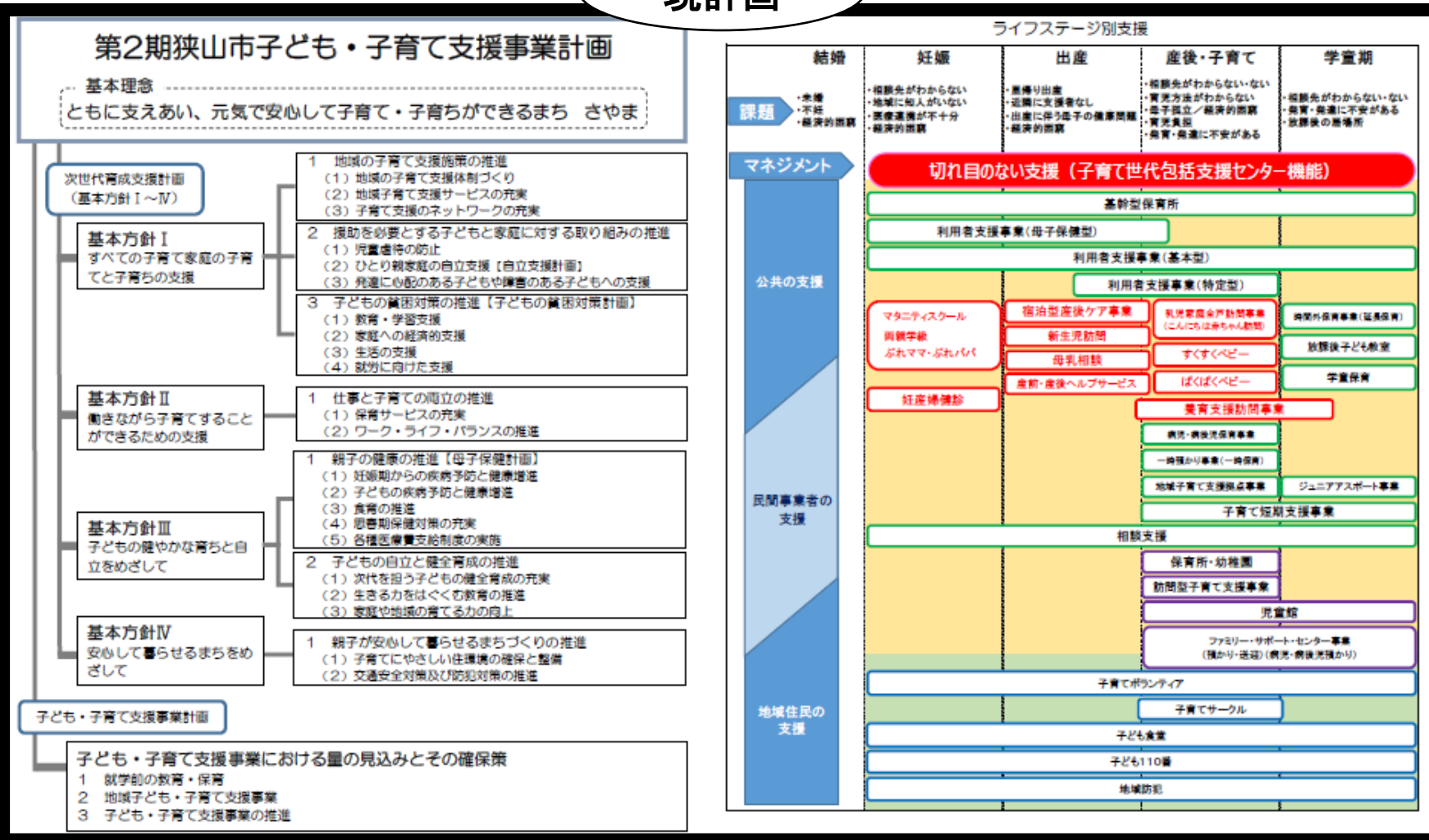
#### イ 第4期狭山市地域福祉計画

高齢者、障害者、子どもや子育て世帯、生活に困難を抱えた人などをはじめとする、全ての人々が、いつまでも健康で、安心して暮らすことができるよう、心身の健康づくりとともに、多様性への理解や人権擁護の意識を高め、お互いを尊重し合える地域づくりを進めます。

# (仮称) 狭山市こども計画策定方針

## 1 計画策定の視点

### 現計画



- 子ども大綱**
- 1 こども施策に関する重要事項
    - ①ライフステージを通じた重要事項
    - ②ライフステージ別の重要事項
    - ③子育て当事者への支援に関する重要事項
  - 2 こども施策を推進するために必要な事項
    - ①こども・若者の社会参画・意見反映
    - ②こども施策の共通基盤となる取組
    - ③施策の推進体制



新たな課題やニーズに対する施策  
ヤングケアラー支援・子どもの居場所づくりなど

(仮称) 狭山市こども計画へ

# (仮称) 狭山市こども計画策定方針

## 2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

## 3 計画策定の体制

### (1) 庁内体制

① 子ども・子育て支援庁内連絡会議

→ 計画及び計画に位置付ける施策等の審議

② こども計画策定担当者会議

→ 計画策定に向けた情報共有及び施策等の検討

### (2) 市民参画

① 子ども・子育て会議による審議

② アンケート調査（令和5年度実施済）

③ こども・若者からの意見聴取

④ パブリックコメント

### (3) 事務局

こども政策課

## 4 スケジュール

令和5年度

12月 こども大綱 閣議決定

2月～3月 アンケート調査

令和6年度

7月～ 提供区域、量の見込み、提供体制

11月 計画素案の検討

7月 庁内連絡会議

8月 子ども・子育て会議

11月 庁内連絡会議（政策調整会議）

子ども・子育て会議

12月 政策会議

文教厚生委員会協議会報告

1月 社会福祉審議会報告

パブリックコメント

2月 庁内連絡会議

子ども・子育て会議

3月 計画確定・公表